

芦屋市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金の支給に関する手引き

芦屋市高齢介護課
障がい福祉課
こども政策課

1 趣旨

原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者その他のサービス事業者に対し、物価高騰対策支援金を支給することにより、事業者の負担の軽減を図ることを目的として支援金を支給します。

2 支給対象事業者

芦屋市内に住所を有し、指定権者より指定を受け介護保険サービス、障がい福祉サービス、障がい児通所支援を提供する事業所を有する法人又は兵庫県に届出をした地域活動支援センターを有する法人で、次に掲げる要件をすべて満たす者。

- (1) 対象となる事業所の開設年月日が令和6年3月31日以前であること
- (2) 令和6年12月にサービス提供実績があること
- (3) 支給申請時点で事業を継続していること

3 支給額

以下のグループごとに提供サービス等の種類に応じたそれぞれの額を支給します。

- (1) 介護保険サービス事業等を行う者

事業種別	支援金の額
居宅介護支援	50,000円
訪問系サービス（①訪問介護、②訪問看護、③介護予防訪問看護、④訪問入浴介護、⑤介護予防訪問入浴介護、⑥訪問リハビリテーション、⑦介護予防訪問リハビリテーション、⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護、⑨夜間対応型訪問介護、⑩第1号訪問事業） ※ただし、(①・⑩)、(②・③)、(④・⑤)、(⑥・⑦)、は同一の事業とみなします	50,000円

通所系サービス（①通所介護、②通所リハビリテーション、③介護予防通所リハビリテーション、④地域密着型通所介護、⑤認知症対応型通所介護、⑥介護予防認知症対応型通所介護、⑦小規模多機能型居宅介護、⑧介護予防小規模多機能型居宅介護、⑨看護小規模多機能型居宅介護、⑩第１号通所事業） ※ただし、（①・⑩）、（②・③）、（④・⑩）、（⑤・⑥）、（⑦・⑧）は同一の事業とみなします		300,000円
施設系サービス（①特定施設入居者生活介護、②介護予防特定施設入居者生活介護、③介護老人福祉施設、④介護老人保健施設、⑤認知症対応型共同生活介護、⑥介護予防認知症対応型共同生活介護、⑦地域密着型特定施設入居者生活介護、⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護） ※ただし、（①・②）、（⑤・⑥）は同一の事業とみなします	定員30人未満	500,000円
	定員30人以上	1,000,000円

※介護保険法第71条第1項（同法第115条の11において準用する場合を含む。）によるみなし指定を受ける事業所は除く。

※短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護を含む。）と一体的に運営が行われる（セ）及び（ハ）の定員については、それぞれの定員を合算した数とする（ただし、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第121条第2項の適用を受けるものを除く。）。

（２）障がい福祉サービス事業等を行う者

事業種別	支援金の額
計画相談支援	50,000円
訪問系サービス（①居宅介護、②重度訪問介護、③同行援護、④行動援護、⑤重度障害者等包括支援、⑥就労定着支援、⑦自立生活援助、⑧移動支援事業） ※ただし、（①・②・③・④・⑧）は同一の事業とみなします ※介護保険サービスで指定を受けている事業所は除きます	50,000円

通所系サービス（①生活介護、②自立訓練、③就労移行支援、④就労継続支援、⑤日中一時支援事業、⑥地域活動支援センターを運営する事業）	300,000円
施設系サービス（①療養介護、②施設入所支援、③共同生活援助）	500,000円

※介護保険法に規定する介護保険サービス事業等を行う者を除く。

（３）障がい児通所支援サービス事業を行う者

事業種別	支援金の額
①保育所等訪問支援	50,000円
①児童発達支援、②放課後等デイサービス	300,000円

４ 支給の流れ及び申請手続き

（１）申請受付期間：令和７年３月１０日（月曜日）～令和７年５月３０日（金曜日）

（２）支援金の支給時期

ア：令和７年５月末頃（※令和７年４月３０日迄受付分）

イ：令和７年６月末頃（※令和７年５月３０日迄受付分）

（３）申請方法

郵送にて申請書と添付書類を提出してください。提出する際は、簡易書留やレターパックなど郵便物が追跡できる方法での提出をお願いします。

※申請書等は芦屋市のホームページからダウンロードできます。

【宛先】 〒659-8501

芦屋市精道町７番６号 芦屋市役所

※介護保険事業者の方 ⇒高齢介護課

障がい福祉サービス等事業者の方⇒障がい福祉課

障がい児通所支援事業者の方 ⇒こども政策課こども支援係

（４）申請に必要な書類の入手方法

URL: <https://www.city.ashiya.lg.jp/shougai/bukkakoutou/bukkakoutou.html>

(5) 申請書類と添付書類

① 申請書

市所定の様式に記入または入力してください。

② 添付書類

書類名	書類の内容
サービスを提供したことが確認できる書類	国民健康保険団体連合会発行の令和6年12月サービス提供分の各給付費「支払決定額通知書」及び「支払決定額内訳書」の写し。 ※地域活動支援センターは令和6年度の補助金当初決定通知の写し
通帳の写し	振込希望口座の金融機関名、支店名、口座番号等が確認できるもの。 ※振込希望口座の名義人は、申請者（法人代表者）と同じ名義にすること

(6) 申請書の審査

申請書の内容について、担当課から問い合わせさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

申請書の審査の結果、支援金の支給・不支給が決定した時には、支給決定通知書または却下決定通知書を、申請者の所在地に発送します。

(7) 支援金の返還

支援金受領後に要件に該当しないことが判明した場合、または偽りその他不正の手段により支援金を受領した場合は、支援金の支給決定を取り消したうえで、全額返還していただきます。

【お問い合わせ】

・介護保険事業者の方

芦屋市高齢介護課（TEL：0797-38-2024）

・障がい福祉サービス等事業者の方

芦屋市障がい福祉課（TEL：0797-38-2043）

・障がい児通所支援サービス事業者の方

芦屋市こども政策課こども支援係（TEL：0797-38-2045）